

一般財団法人 キューピーみらいたまご財団

2019年度 助成プログラム B「食を通じた居場所作り支援」

募集のごあんない（募集要項）

1. 概要と助成目的

当財団は『食』に関わる社会課題の解決に向けて、食育活動および子どもの貧困対策などに取り組む団体への寄付を中心とした助成活動を行っています。

ここでいう「貧困」とは、「経済」だけでなく、「体験」、「交流」の乏しさから生まれる課題を意味します。

2. 助成対象

①対象活動：食の提供や料理・共食などの食の体験に積極的に取り組む「子ども食堂」などの居場所作りを支援するため、立ち上げ支援や設備購入、そして活動定着に向けたネットワーク形成への助成を行います。

（食育／親子・共食体験／多世代交流／学習支援／子どもの貧困／ネットワーク形成支援・啓発活動）

②対象所在地：日本国内

③対象団体：以下のすべてに該当する団体を対象とします。

- a. 活動を実際に行う団体の構成員が3人以上であること。
- b. 助成終了後も対象となる活動を継続する意思があること。
- c. 団体活動を通じて、政治的または宗教的活動を行わないこと。
- d. 反社会勢力でないこと、反社会勢力とのいかなる関わりもないこと

尚、今年度は2018年4月以降に子ども食堂を開始された方を対象に立ち上げ時の運営資金を助成する【スタートアップ助成金】を設けました。

詳細は後述「7. スタートアップ助成金について」をご覧ください。

3. 助成金

①助成金額予定：総額 1300万円（スタートアップ助成金含む）

②1件当たりの助成限度額70万円 ※万円未満の端数を切り捨てた額とします。

③助成金使用対象期間：2019年4月1日～2020年3月31日

④助成金使用事例：拠点の改修費、冷蔵庫他厨房機器、会食会の椅子やテーブル、什器一式、テレビ、パソコンやプリンター、研修費用（講師謝金・参加費・交通費）他

⑤助成対象外とする内容

- a. 営利を目的とした案件、既に完了している案件

- b. 団体スタッフの person 費、家賃、食材購入費など運営費用
- c. 備品購入の場合、事業内容に対して備品の数量、価格、性能が適切でないもの（用途に比べ高価な機種など）
- d. 同じ内容で他の団体から助成を受けたもの

4. 応募方法

所定の申請書類に必要事項を記入し、必要書類を添えて郵送にて応募してください。また、メールにファイル添付でも応募ができます。申請書類一式はキューピーみらいたまご財団のホームページに掲載しています。申請書類一式はダウンロードしてご利用ください。

申請書類ダウンロード用 URL : <http://www.kewpiemiraitamagozaidan.or.jp>

応募方法	提出締切	注意点
郵送（文書）	11月30日（金） 消印有効	事務局持ち込み不可
メール（添付）	同日 23時59分 送信	件名に「【助成応募】団体名」を記載ください。

<メールの場合の注意事項>

※プログラムB申請専用メールアドレス： kmt@mow.jp

※捺印のある書面は、その印影が確認できる写しファイル・画像等のメール添付で構いません。

※締切直前は回線が込みあう可能性がありますので、なるべくお早めにご提出ください。

※複数のファイルを送る場合は「①助成金交付申請書」などそれぞれに分かりやすいタイトルをつけ、なるべく、一つのフォルダにまとめて圧縮ファイルにして添付してください

【申請書類】

申請書類一式（助成金交付申請書、助成事業の予算書）の提出に添えて、下の添付書類を提出してください。※「助成事業の予算書」にはできる限り見積書を添付ください

- ① 定款・規約
- ② 役員名簿、法人は全部事項証明書（直近のもの写しで可）
- ③ 前年度の収支決算書
- ④ 本年度の収支予算書
- ⑤ 貸借対照表（法人以外は財産目録で可）
- ⑥ 事業案内書（パンフレット等）

5. 選考方法

①申請書類一式（財団ホームページに掲載）に基づき書類選考を行います。

②採否の理由については、問い合わせには応じかねます。提出いただきました書類、資料等は返却できませんのでご了承ください

③選考理事会の指示に基づき、選考準備委員が申請内容を整理し、当財団選考理事会が審議を行い決定します。尚、電話やメールによる確認や直接訪問調査（12月上旬～1月上旬）を行う場合があります。

【選考基準】

以下の基準に基づき、選考理事会で協議の上、助成する活動および団体を決定します。

- ① 財団の助成目的に合った活動であること
※人との交流、体験や経験を通じて子どもの心と身体を育てようとする食の居場所であること
- ② 活動計画を実行できる組織体制、地域の連携力、実績があること
- ③ 組織としての信頼性、財務・運営の健全性、活動実態が明確であること

6. 助成決定

2019年2月下旬に文書により通知するほか、ホームページ等で発表します。

【助成授与式】

助成を決定した活動を行う団体は、財団が主催する授与式への参加（1名分の交通費を支給）をお願いします。

実施予定日：2019年4月5日（金曜日）

【助成手続き】

助成金振り込み依頼書を提出いただき、振込依頼書に基づき、助成金を4月下旬までに指定口座に振り込みます（依頼書は決定通知書に同封）。

7. スタートアップ助成金 について

①対象団体

2018年4月以降に「子ども食堂」等を開始された団体（且つ「2. 助成対象」にあてはまること）

※すでに地方自治体などから運営費の助成を受けられている団体は除く

②助成金 20万円 助成金額予定：総額200万円（10件）

2019年度（2019年4月1日～2020年3月31日）の運営資金の一部を助成。運営資金とは食材費、家賃、人件費等のランニング費用を指します。設備・備品の購入にも利用できます。

③応募方法・締め切り日

プログラムBと同じ

【提出書類】

「スタートアップ助成申請書」の提出に添えて、下の添付書類を提出してください。

- ・定款・規約
- ・役員名簿

④選考方法

以下の基準に基づき、複数名の選考準備委員で協議の上、財団理事会で助成する活動および団体を決定します。

- ・財団の助成目的に合った活動であること
 - ※人との交流、体験や経験を通じて子どもの心と身体を育てようとする食の居場所であること
- ・推薦者との関係と地域連携
- ・活動と予算の整合性があること

⑤助成決定

2019年2月下旬に文書により通知するほか、ホームページ等で発表します。

⑥助成手続き

助成金振り込み依頼書を提出いただき、振込依頼書に基づき、助成金を4月下旬までに指定口座に振り込みます（依頼書は決定通知書に同封）。

8. 活動報告

助成を決定した活動を行う団体は、助成期間中および期間終了後、すみやかに活動実績の報告書および収支報告書（領収書写し添付）の提出の必要があります。助成決定後、指定の書式を事務局より提供します。

9. その他の注意

- ①申請書類は、ホームページよりダウンロードしたものを使用ください。
- ②代表者印は、完了報告書まですべて同じ印をお願いします（法人の場合は社印）
- ③申請書類は正本一部を提出し、必ず控えを取ってください。
- ④申請金額は、万円単位（端数切り捨て）です。
- ⑤申請書類にご記載いただいた個人情報、当団体の個人情報保護規定に基づき厳正に管理し、当財団の事業に関わる業務にのみ使用し、それ以外には使用しません。

申請に際しての問い合わせ、申請書類の送付先

一般社団法人 全国食支援活動協力会 事務局

住所：〒158-0098 東京都世田谷区上用賀 6-19-21

電話番号：03-5426-2547（受付：平日 月～金、10時～17時）

Website：<http://www.mow.jp> F A X 番号：03-5426-2548

E-mail：<問い合わせ> infomow@mow.jp <申請書類の送付> kmt@mow.jp

※一般社団法人全国食支援活動協力会

配食サービス、会食会、コミュニティ・カフェ、食を通じた多世代交流、子ども食堂、食育、就労支援のための給食やレストランなど、市民・住民が行う「食の支援」の普及とスキルアップをめざし、各地の活動とのネットワークや施策に関する情報を共有する活動を推進。また、子どもに対する食支援のすそ野を広げる活動として、「広がれ、子ども食堂の輪！」全国ツアー実行委員会の事務局として全国でシンポジウムを開催しています。